

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針(第六条の二)</p> <p>第一章の三 原子力災害に関する地域防災計画の作成に係る協議等(第六条の三―第六条の六)</p> <p>第二章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画(次条第三項において「防災基本計画」という。)に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(次項において「原子力災害対策」という。)の円滑な実施を確保するための指針(以下「原子力災害対策指針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 原子力災害対策指針(第六条の二)</p> <p>(新設)</p> <p>第二章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(次項において「原子力災害対策」という。)の円滑な実施を確保するための指針(以下「原子力災害対策指針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

第一章の三 原子力災害に関する地域防災計画の作成に係る

(新設)

協議等

(原子力災害に関する都道府県地域防災計画の作成に係る協議等)

第六条の三 都道府県防災会議 (災害対策基本法第十四条第一項の

(新設)

都道府県防災会議をいう。次項において同じ。)は、第二十八条第

一項の規定により読み替えて適用される同法第四十条第一項の規

定により同法第二十条第十号イに規定する都道府県地域防災計画

(以下この条において「都道府県地域防災計画」という。)を作成

し、又は修正しようとするとき (政令で定める軽微な修正をしよ

うとするときを除く。)は、政令で定めるところにより、あらかじ

め、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に協議し、その同意を得

なければならない。

2 都道府県防災会議は、前項の協議をしようとするときは、あら

かじめ、原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号) 第三条の

三の原子力防災会議の意見を聴き、都道府県地域防災計画にその

意見を添えて、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出しなけ

ればならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画の提

出を受けた場合において、中央防災会議の意見を聴き、当該都道

府県地域防災計画が防災基本計画に適合するものであると認める

ときは、第一項の同意をするものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の規定により都道府県地域防災計画の提出を受けた場合において、当該都道府県地域防災計画が原子力災害対策指針に適合するものであると認めるときは、第一項の同意をするものとする。

5 第一項の同意を得て作成され、又は修正された都道府県地域防災計画については、災害対策基本法第四十条第五項の規定は、適用しない。

(原子力災害に関する市町村地域防災計画への準用)

第六条の四 前条第一項から第四項までの規定は、市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長)が第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定により同法第二条第十号に規定する市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするとき(政令で定める軽微な修正をしようとするときを除く。)について準用する。

(原子力災害に関する都道府県相互間地域防災計画への準用)

第六条の五 第六条の三の規定は、都道府県防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会をいう。)が第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法

(新設)

(新設)

第四十三条第一項の規定により同法第二条第十号ハに規定する都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとするとき（政令で定める軽微な修正をしようとするときを除く。）について準用する。この場合において、第六条の三第五項中「第四十条第五項」とあるのは、「第四十三条第三項において準用する第四十条第五項」と読み替えるものとする。

（原子力災害に関する市町村相互間地域防災計画への準用）

第六条の六 第六条の三第一項から第四項までの規定は、市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。）が第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第一項の規定により同法第二条第十号ニに規定する市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとするとき（政令で定める軽微な修正をしようとするときを除く。）について準用する。

（新設）